

○西紋別地区環境衛生施設組合事務局設置条例

制定 昭和50年10月21日条例第21号

改正 昭和57年12月7日条例第1号

平成21年3月27日条例第1号

平成24年12月27日条例第1号

令和3年9月28日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(事務分掌等)

第2条 事務局の分掌する事務その他事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月7日条例第1号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第3号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日条例第5号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。